

平成23年度実施政策に係る事前分析表

（農林水産省23-19）

政策分野名	農林水産分野の地球環境対策	公表時期	平成23年11月
担当部局名	大臣官房環境政策課 〔 国際部、食料産業局、消費・安全局、生産局、農村振興局、技術会議事務局、林野庁、水産庁 〕	政策評価体系上の位置付け	横断的に関係する政策
政策の概要	<p>地球温暖化対策については、京都議定書の6%削減約束の達成に向けて、森林吸収源対策や農林水産分野の排出削減対策の加速化を図るとともに、地球温暖化による農林水産業への影響に対応するための適応策、さらにこれらに関する我が国の農林水産技術を活用した国際協力の取組を推進する。</p> <p>生物多様性については、農林水産省生物多様性戦略(注1)に基づき、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備等、一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えていることにも配慮し、生物多様性の保全を重視した農林水産施策を総合的に展開する。</p>		
政策に関する内閣の重要政策	京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日) 生物多様性国家戦略(平成22年3月16日) 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 4 (1) ③地球環境問題への貢献	政策評価実施予定時期	平成24年度
政策手段一覧(別紙参照)			
(参考)用語解説			
注1 農林水産省生物多様性戦略	農林水産業の維持・発展のために不可欠である生物多様性の保全を総合的に推進するための指針として、平成19年7月に策定。		

政策手段一覧（政策分野名：19. 農林水産分野の地球環境対策）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況<減収見込額> 下段：(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(1)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定し、これら計画の実施に対し支援措置を講じる。支援措置により、バイオ燃料の製造利用の促進が見込まれ、地球温暖化対策に寄与する。
(2)	森林法(森林計画制度) (昭和39年)	—	—	—	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、重視すべき機能に応じて森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、森林計画制度の下、それぞれの区分にふさわしい森林の整備・保全を推進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(3)	森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年)	—	—	—	公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(4)	分収林特別措置法 (昭和33年)	—	—	—	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(5)	林業種苗法 (昭和45年)	—	—	—	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、適切な森林整備が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(6)	国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)	—	—	—	国土の保全その他国有林野がもつ公益的機能の維持増進等を図る。 本法に基づき、国有林野の公益的機能の維持増進が図られることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(7)	高性能林業機械化促進基本方針 (平成12年)	—	—	—	健全な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械の開発・改良や高性能林業機械作業システム構築等を推進。 健全な森林の整備を推進していくため、「森林整備効率化支援機械開発事業」等の実施により、高性能林業機械の開発・改良等を推進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(8)	森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)	—	—	—	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図るために保安施設事業を実施することにより、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(9)	森林法(保安林制度) (昭和26年)	—	—	—	保安林の指定により、森林の有する水源かん養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図る。 森林の有する水源かん養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図るため保安林の指定を行うことにより、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(10)	森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	—	—	—	保安林以外の民有林における水源のかん養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 森林の有する公益的機能の阻害しないよう保安林以外の民有林における水源のかん養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図ることにより、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(11)	地すべり等防止法 (昭和33年)	—	—	—	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(12)	森林病虫害等防除法 (昭和25年)	—	—	—	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等の実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(13)	森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略(うち森林病虫害等の 被害の防止関連部門) (平成18年度)	—	—	—	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林病虫害等の被害の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(14)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち山村地域活性化関連部門) (平成18年度)	—	—	—	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、山村地域の活性化が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(15)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	—	—	—	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業。 林業普及指導事業を通じて、森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及を行うことにより、森林施業が適切に行われ、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(16)	林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、林業経営及び木材産業経営の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(17)	森林組合法 (昭和53年)	—	—	—	本法に基づき、森所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理運営に係る業務に対する指導、助言を実施することにより、森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(18)	林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成8年)	—	—	—	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展が図られ、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(19)	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年)	—	—	—	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省各庁に積極的に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、林産物の利用の確保されることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(20)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち木材関連部門) (平成18年)	—	—	—	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進 平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(21)	木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年)	—	—	—	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(22)	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成16年)	—	—	—	当該法律に基づいて、遺伝子組換え農作物について、生物多様性への影響に関する科学的な評価を実施し、問題のないものみの輸入・流通・使用等を承認する等を実施。 これにより、我が国の生物多様性保全に寄与する。
(23)	農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業 (平成23年度) (主)	— (—)	— (—)	43	温室効果ガス排出削減目標(2020年までに1990年比25%削減)の達成に向けて、排出量の算定方法を実態に即したものに改善するとともに、排出削減に向けた取組の普及を図るため、農林水産物における「CO2の見える化」を推進する。 また、農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産分野に対応した、民間が生物多様性保全活動を支援する仕組(日本版GDM)を構築する。これにより、生物多様性の保全に対する新たな資金メカニズムが期待され生物多様性の保全に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(24)	国際機関を通じた農林水産業協力 拠出金 (昭和48年度) (関連: 政策分野4、15)	2,288 (2,288)	2,141 (2,141)	1,951	<p>本事業のうち地球温暖化対策への貢献については、国際熱帯木材機関(ITTO)や国連食糧農業機関(FAO)などの農林水産分野の国際機関と協力し、熱帯林における違法伐採対策の推進や、国連森林フォーラムを介した途上国の持続可能な森林経営の推進等を行うことにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。</p> <p>生物多様性保全への貢献については、国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などの農林水産分野の国際機関と協力し、植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化や漁場環境整備による水産資源回復の推進、生態系に配慮した持続的漁業の推進等を行うことにより地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(25)	バイオマス地域利活用総合対策 (平成18年度) (関連: 政策分野9)	15,423 (8,607)	8,361 (6,935)	5,729	<p>農山漁村に賦存する稲わらやせん定枝等のバイオマスを、燃料や製品等として利活用するための取組を推進するため、以下の事業を実施。</p> <p>①地域が主体的に行うバイオマス利活用計画の策定やバイオマス利活用施設の整備等の取組を支援</p> <p>②バイオマスの利活用に取り組む市町村等を対象に技術情報の提供や研修等の事業を実施</p> <p>③バイオエタノール及びバイオディーゼル燃料の原料調達から燃料供給までの取組並びに稲わら等のソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造するための技術を確立する技術実証等の取組について支援</p> <p>これらの事業実施により、バイオマスの利活用の促進が見込まれ、地球温暖化対策に寄与する。</p>
(26)	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 (平成22年度) (関連: 政策分野9)	— (—)	162 (155)	1,786	<p>「緑と水の環境技術革命総合戦略」に基づき新技術の試行・試作等を支援することにより地球温暖化対策に寄与する。</p>
(27)	食品産業環境対策支援事業 (平成19年度) (関連: 政策分野3、9)	1,466 (1,325)	329 (235)	221	<p>食品関連事業者の食品ロス削減及びCO2排出削減に向けた具体的方策の検討等を行うとともに、食品廃棄物の新規用途に向けた技術改良、フードバンク活動の取組、食品リサイクル・ループの構築等を推進することにより地球温暖化対策に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(28)	生産環境総合対策事業(地球温暖化対策推進分) (平成20年度) (関連: 政策分野8)	1,465 (629)	1,021 (910)	603	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の農地約3,800点において、土中炭素量等の調査を実施 ・施設園芸からの温室効果ガス排出量を削減するための先進的な加温設備の導入や新技術の開発・実証を支援 ・地球温暖化適応の取組を支援 温室効果ガス排出量を削減した営農活動を支援することなどにより、地球温暖化対策に寄与する。
(29)	農畜産業機械等リース支援事業のうち施設園芸省エネ設備導入型 (平成23年度) (関連: 政策分野2、8)	— (—)	— (—)	304	農業者グループに対し、施設園芸から排出される温室効果ガスの削減に資する省エネルギー設備や先進的な加温設備の導入を支援することにより、地球温暖化対策に寄与する。
(30)	生産環境総合対策事業(有機農業推進分) (平成19年度) (関連: 政策分野8)	123 (123)	108 (108)	104	有機農業への参入促進、有機農業に関する普及啓発、有機農業の実態把握のための調査、有機農業の標準的栽培技術の体系化等を推進する。 有機農業は、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、これら資材の製造に係る温室効果ガスの削減にも資することから、生物多様性保全や地球温暖化対策に寄与する。
(31)	環境保全型農業直接支援対策 (平成23年度) (関連: 政策分野8)	— (—)	— (—)	2,909	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動(カバークロープ、冬期湛水、有機農業等)に取組む場合、支援を実施 ・平成22年度まで先進的な営農支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが、協定に基づき行う化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して支援を実施 等 農地に炭素(CO2)を貯留する営農活動や温室効果ガス排出量を削減した営農活動の取組拡大が図られるため、地球温暖化対策に寄与する。また、多様な生物をはぐむ営農活動の取組拡大が図られるため、生物多様性に寄与する。
(32)	飼料増産総合対策事業のうちエコフィード緊急増産対策事業 (平成20年度) (関連: 政策分野2)	163 (16)	180 (68)	100	TMRセンター等における食品残さの飼料利用拡大やエコフィード給与畜産物の認証制度、食品産業と畜産農家とのマッチング等の取組に対し支援する。 環境に配慮した地域未利用資源の利用拡大、エコフィードの生産拡大を図る等により、地球温暖化防止に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(33)	6次産業化推進整備事業(地産地消タイプ) (平成23年度) (関連: 政策分野2、9)	— (—)	— (—)	305	地産地消の活動に必要な直売施設、農林水産物処理加工施設、地域食材供給施設、農林水産物集出荷貯蔵施設等の整備に対して支援することにより農産物等の輸送距離を短くして地球温暖化等の環境問題に寄与する。
(34)	農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連: 政策分野7)	75,360の内数 (73,813の内数)	50,564の内数 (49,948の内数)	当初43,263の内数 一次補正2,528の内数	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画の策定、基礎技術や環境保全等に関する調査。 上記に関する調査の地球環境対策については、基盤整備による農地土壌への炭素貯留量や炭素貯留の効果にかかる算定手法、炭素貯留に貢献する基盤整備事業の調査計画手法を明らかにするとともに、気候変動による農業生産基盤への影響に対する対応手法を明らかにすることで、地球温暖化対策にも貢献する新たな技術の導入の推進に寄与する。 また、環境との調和に配慮した農業生産基盤整備を効率的に実施するために必要な農村地域の生物相情報の整備や生息環境の保全技術等の開発を行うことで、生物多様性の保全に寄与する。
(35)	農業用排水施設の整備・保全(補助) (昭和24年度) (関連: 政策分野7)	57,058の内数 (53,418の内数)	42,072の内数 (38,106の内数)	15,628の内数	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備にかかる調査やコスト削減をはじめとする技術の検討等。 上記技術の検討のうち、土壌改良・暗渠排水などの炭素貯留機能が確認されている工種において、投入資材の種類や量を変えることによって、炭素貯留機能を増進する取組の技術的検証を行う。 農業分野における地球温暖化対策として、基盤整備事業による農地土壌への炭素貯留機能の増進を図る際の生産基盤への影響等を検証することにより、地球温暖化対策に寄与する。 また、生物多様性に対応した基盤整備の推進を図るため、地域住民が保全する必要があると認識する生物種を「保全指標種」として設定し、生物多様性保全の視点を取り入れた事業等を実施することにより、生物多様性の保全に寄与する。
(36)	農村地域資源等利活用支援事業 (平成21年度) (関連: 政策分野9、11)	1,642の内数 (651の内数)	1,548の内数 (986の内数)	990の内数	農村地域における小水力等の利活用を積極的に支援し、農業水利施設の適切な機能発揮を図るとともに、農村地域の新たな価値の創出や活性化を促進する。 小水力等の利活用を促進することにより、CO2の排出削減が図られることにより、地球温暖化対策に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(37)	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 (平成19年度) (関連: 政策分野18)	1,964 (1,963)	1,503 (1,502)	940	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。 ①稲わらや木質バイオマス等を原料とする燃料や電気の生産コストを大幅に削減する技術、②バイオマスの生産量の大きい作物の育成、低コストの収穫・運搬技術。 バイオマス等を原料とする燃料や電気の生産コストを削減する技術等を開発することにより、地球規模課題対応研究に寄与する。
(38)	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発 (平成22年度) (関連: 政策分野18)	— (—)	673 (668)	1,446	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の①から③に貢献する技術を開発。 ①我が国の温室効果ガス排出量削減に果たす農林水産分野の役割の向上、②アジア地域における農林業からの温室効果ガス排出削減、③我が国の農林水産物の収量・品質の安定化。 農林水産業による気候変動への影響緩和技術と気候変動に対応した品種・生産安定技術を開発することにより、地球温暖化への対応、開発途上地域の農林水産業の技術向上に寄与する。
(39)	国際研究交流の推進に要する経費 (平成21年度) (関連: 政策分野18)	60の内数 (53の内数)	102の内数 (98の内数)	75の内数	農林水産研究の国際的な課題解決を図るため、国際共同研究やワークショップの開催を通じて、国際研究に取り組む我が国研究機関のネットワーク形成を推進する。これにより、国際的な研究交流を推進し、国内研究機関の研究レベルをさらに引き上げ、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。
(40)	農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 (平成20年度) (関連: 政策分野18)	218 (218)	193 (193)	55	研究独法、大学等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。 ①指標の候補を選抜するための研究、②指標及び簡便な評価手法並びに農法の違いによる生物多様性の変化の予測技術の開発。 指標及び評価手法等を開発することにより、農山漁村における豊かな環境形成と地域資源活用、森林整備と林業・木材産業の持続的発展に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(41)	環境変動に伴う海洋生物大発生の 予測・制御技術の開発 (平成19年度) (関連: 政策分野18)	162 (161)	143 (141)	120	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。 ①魚種交替の予測・利用技術の開発、②クラゲ類の大発生予測・抑制技術の解明。 水温、海流等の環境変化に伴って発生する、イワシ類とサバ類の大規模な資源の増減及び漁業被害をもたらすクラゲの大発生を予測し、これに対応した魚類資源の利用技術及びクラゲの発生制御技術を開発することにより、水産物の安定供給と持続可能な水産業の確立に寄与する。
(42)	海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発 (平成23年度) (関連: 政策分野18)	— (—)	— (—)	141	研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。 ①メタゲノム解析による微生物相の把握及び漁場環境評価技術の開発、②微生物相に基づく漁業被害の発生予測・抑制技術の開発。 我が国の沿岸漁場で発生する赤潮、貝毒、魚病など環境由来の漁業被害を低減するため、海洋微生物を利用した漁業被害の早期発生予測技術及び発生抑制技術を開発することにより、水産物の安定供給と持続可能な水産業の確立に寄与する。
(43)	森林・林業・木材産業づくり交付金 (ハード、ソフト) (平成20年度) (関連: 政策分野12、13、14)	27,900 (23,704)	8,860 (8,649)	1,610	森林の有する多面的機能の発揮等に資する林内路網の整備、林業機械の導入、木材処理加工施設の整備等に必要な経費について、都道府県等に対する一体的な支援。 本支援により、都道府県等地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(44)	森林病虫害等防除費補助金 (昭和25年度) (関連: 政策分野12)	744 (739)	744 (695)	707	都道府県等の行う森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助。 森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫やナラ枯れといった森林病虫害等を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(45)	森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (関連: 政策分野12)	433 (391)	423 (384)	405	京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析。 国際約束である我が国の温室効果ガスの排出削減目標達成のために必要不可欠な事業であり、京都議定書目標達成計画に基づく森林吸収量の把握を通じて、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進にすることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(46)	地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (関連: 政策分野12)	375 (189)	245 (195)	169	都道府県における森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や地域森林計画の一斉変更について支援。 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(47)	保安林整備事業委託費 (昭和27年度) (関連: 政策分野12)	324 (306)	324 (288)	318	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等に必要な経費。 森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用を図るため、民有保安林の整備・管理を実施し、その機能の保全を図ることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(48)	保安林及保安施設地区補償金 (昭和34年度) (関連: 政策分野12)	180 (139)	180 (93)	162	保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し農林水産大臣が支払う補償金。 森林法に基づく保安林の指定は、公権をもって伐採制限を課すことにより森林所有者等の財産権を制約することとなるものであることから、本措置により、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(49)	森林環境保全総合対策事業 (平成21年度) (関連: 政策分野12)	158 (156)	305 (296)	267	森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて的確に対応するとともに、多様で健全な森林環境の保全のための施策を総合的に推進するため、森林の保護・管理に係る技術開発や野生鳥獣被害対策技術の開発等を実施。 我が国の森林が今後、資源として本格的な利用を迎えようとしている中、管理不十分な人工林の増加や森林被害の拡大等、森林の生物多様性の損失が懸念される状況となっていることから、生物多様性基本法や森林・林業基本法の規定等に基づき、これらに総合的に対処することにより、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(50)	森林吸収源としての里山天然林情報緊急整備対策 (平成20年度) (関連: 政策分野12)	89 (65)	89 (73)	54	京都議定書のCO2削減目標達成に必要な森林吸収源となる天然生林の保安林面積を確保するために必要な経費。 森林吸収目標の達成に向け、天然生林が吸収源としてカウントされるためには、保安林をはじめとした法令等に基づく保護・保全措置が講じられている天然生林の面積が確保される必要がある。このため、本事業により天然生林における所有者情報を緊急に収集・整備し、天然生林における円滑な保安林指定を推進することにより、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(51)	保安林整備事業費等補助金 (昭和37年度) (関連: 政策分野12)	49 (37)	49 (32)	44	保安林指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し都道府県が支払う補償金等への補助。 森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用を図るため、民有保安林の整備を実施し、その機能の保全を図ることによって、水源のかん養、災害の防備等安全かつ快適な国民生活の安定向上等山地災害等の防止に寄与する。
(52)	野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業 (平成21年度) (関連: 政策分野12)	10 (7)	9 (9)	9	森林の状況や鳥獣の生息状況等様々な条件に応じて、生息環境としても適切となるような森林の管理技術を開発。 人とシカ・クマ等の野生鳥獣との共生を図りつつ、その被害を軽減するために必要な森林管理技術を開発することにより、森林病虫害等の被害の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(53)	森林施業計画認定事業委託費 (昭和44年度) (関連: 政策分野12)	5 (0)	5 (0)	4	森林施業計画の認定を農林水産大臣が行う場合、必要な現地調査等を国に替わって、都道府県に委託して実施。 本措置により、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(54)	森林病虫害等防除損失補償金 (昭和25年度) (関連: 政策分野12)	3 (0)	3 (0)	2	森林病虫害等防除法第3条の規定に基づく農林水産大臣による駆除命令により、受命者である松林等の所有者又は管理者が命ぜられた措置を行った場合、これらの者に対して、同法第8条の規定に基づき補償することにより、森林病虫害等の被害の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(55)	森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	352 (346)	364	我が国の森林全域を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施。 全国の森林を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施することにより、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(56)	分収林施業転換促進事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	320 (137)	207	通常伐期での皆伐を予定している分収林等を対象に、皆伐方式から非皆伐方式への転換を推進するために都道府県協議会が行う活動、分収林契約終了後の森林の整備計画の作成等に支援。 戦後造成された人工林の高齢級化が進む中で、特に、林業公社等が分収林契約により整備した人工林においても、伐期を迎えるものが急増することになるものの、木材価格の低迷等から契約どおりの伐期で伐採すると跡地の再造林が行われない恐れが高まっているため、本事業を実施し、非皆伐方式に施業を転換することより、多面的機能に応じた森林整備の計画的に推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(57)	デジタル森林空間情報利用技術開発事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	293 (293)	264	次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析を行うための技術開発を実施。 国際的な課題である持続可能な森林経営の推進や生物多様性の保全に向け、高精度なデジタル空間情報を活用した、効率的かつ精度の高い森林計測及びデータ解析技術を開発することにより、科学的なデータに基づく森林生態系における生物多様性の保全や国土保全施策等への活用を図ることが可能となり、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(58)	森林づくり国民運動推進事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	121 (121)	60	全国規模での緑化活動の推進、企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ、森林づくり活動等への支援を行うもの。 本事業の実施により、国民参加の森林づくりを推進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(59)	優良種苗供給促進事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	53 (53)	48	地域に適応し生育してきた郷土樹種苗や、花粉症対策苗木の生産量の増大を図るための適切かつ効率的な生産手法の普及等を推進。 森林所有者等の造林意欲を高め、社会ニーズに即した森林整備を推進していくため、マルチキャビティコンテナ(新たな育苗用容器)の利用等先駆的な苗木生産技術の導入を進めるとともに、少花粉スギ等花粉症対策苗木の生産体制の整備等により供給量の増大を図るなど、花粉の少ない森林づくりを進めることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(60)	森林総合利用推進事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	50 (50)	45	<p>全国規模での里山林再生の取組の拡大を図るため、地域住民の実践的取組を通じた里山林再生地域指針の確立や、これに基づくマニュアルの作成等を支援。</p> <p>国民にとって最も身近な自然環境であり、森林体験活動の場となりうる里山林は、かつて農山村と密着して利用、管理されてきたが、不在村森林所有者の増加や産業構造、生活スタイルの変化等を背景として、整備が不十分な状況が拡大しており、その再生は喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、自立・継続的に里山林の整備と里山の資源の活用を図る取組を全国規模で拡大することで、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進が図られることにより地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(61)	安心・快適な森林利用協働事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	12 (12)	12	<p>高尾山国有林において、関係者の協働による森林利用の基本方針策定及び森林環境教育プログラムの策定。</p> <p>優れた自然景観を有する高尾山(東京都八王子市)は、幅広い層の国民や外国人観光客に親しまれているが、近年、旅行ガイド本で最高評価を受けたことなどを背景に利用者が急増し、利用者のニーズの多様化、オーバーユース対策等が求められている。このような現状を踏まえ、地元自治体や高尾山で活動する多様な主体の協働により、オーバーユース対策や利用者への情報発信を通じた森林環境教育の効率的な実施方策を進めることにより、高尾山における森林利用の適正化を図ることで、地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(62)	国際森林年推進事業 (平成23年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	— (—)	300	<p>森林・林業の再生や途上国の森林保全対策に対する国民の理解の促進につながるよう、国際森林年に係る取組を積極的に展開。</p> <p>2011年は、2006年国連総会において決議された「国際森林年」(the International Year of Forests)である。国際社会の要請に応えつつ、森林・林業の再生や途上国の森林保全対策に対する国民の理解の促進につながるよう、国際森林年に係る取組を積極的に展開することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(63)	育林省力化技術開発促進事業 (平成23年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	— (—)	24	<p>育林工程の省力化に向けた技術や機械を開発し、分析・評価を行い、それらの改善・改良に反映。</p> <p>造林から伐採までの作業工程において大きなコストを占めている育林の工程の機械化を進めることにより、全体のコストを低減するため、地拵から下刈に至る工程のうち可能なものを短縮、省略できるようなシステム及びそれに要する機械や機械以外の育林技術を組み合わせた新たな育林体系の開発・改良を行うことにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(64)	森林整備事業(補助) (昭和26年度) (関連: 政策分野12)	54,297 (53,658)	48,662 (48,261)	当初: 25,518 1次補正: 110	植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備等に対する補助。 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生息・生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林整備を行うことにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(65)	治山事業(補助) (昭和26年度) (関連: 政策分野12)	59,146 (58,966)	34,908 (34,710)	当初: 25,295 1次補正: 1,527	山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備。 集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備。 土砂崩壊防止機能の高い樹木の植栽等を実施する。また、水源地域等において、水源かん養機能を高めるため、機能の低下した保安林の整備等を実施することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(66)	森林整備事業(独法) (昭和36年度) (関連: 政策分野12)	48,818 (48,756)	31,359 (31,325)	23,715	県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。緑資源機構からの移管に係る経費補助。 土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、独立行政法人森林総合研究所が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。 本事業の実施により、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(67)	森林整備事業(直轄) (昭和22年度) (関連: 政策分野12)	82,690 (75,825)	61,379 (60,665)	当初: 50,184 1次補正: 108	国有林野における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等。 国土の保全や水源のかん養といった水土保全機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(68)	治山事業(直轄) (昭和22年度) (関連: 政策分野12)	57,198 (56,626)	33,606 (33,029)	当初: 21,916 1次補正: 1,233	国有林野における集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備。 国有林において実施する国有林直轄治山事業と民有林において事業の規模が大きいなど一定の採択要件を満たし、国土保全上特に重要な箇所において、都道府県より要請のあった地区について実施する民有林直轄治山事業。 本事業の実施により、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(69)	国有林野事業実施に必要な経費 (昭和22年度) (関連: 政策分野12、14)	14,314 (11,730)	14,830 (13,438)	13,476	<p>国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進。総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進。素材(丸太)の生産・販売等。</p> <p>国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営することにより、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことを目的とする。</p> <p>本事業の実施により、森林の有する多面的機能が発揮され、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進・林産物の供給及び利用の確保が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(70)	森林整備効率化支援機械開発事業 (平成19年度) (関連: 政策分野13)	95 (95)	221 (212)	196	<p>多様な形態の森林整備や低コストの作業システムに対応し得る高性能林業機械等の開発・改良を実施。</p> <p>長伐期化等多様な森林整備に対応する高性能林業機械の開発、地域特性に適した作業システムに対応できる高性能林業機械等の改良及び低コスト・効率的なバイオマス収集・運搬システムの開発を行うことにより、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(71)	林業就業促進資金 (平成8年度) (関連: 政策分野13)	5 (0)	5 (0)	5	<p>各都道府県の林業労働力確保支援センターが、新たに林業に就業しようとする者に対し、就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付けることにより、円滑な就業を支援を行うことにより、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(72)	日本型フォレスター育成研修事業 (平成23年度) (関連: 政策分野13)	— (—)	— (—)	161	<p>市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援し、地域の森林づくりの全体像を描くフォレスターの育成。</p> <p>森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有したフォレスターを育成し、市町村森林整備計画の策定等森林計画制度を現場で担う市町村を支援することにより、利用期を迎えつつある森林資源を活用した持続的な森林経営を全国各地で進め森林・林業再生プランの実現を図ることで、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>
(73)	特用林産物経営安定化・消費拡大 総合対策事業 (平成23年度) (関連: 政策分野12、13)	— (—)	— (—)	33	<p>消費者の信頼を確保し、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化に向けた取組に対して支援。</p> <p>特用林産物の振興を図ることにより、収入機会の増大を通じた山村地域の活性化や、我が国の食生活及び伝統文化の維持に貢献し、その生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することにより、健全な森林の整備に寄与し、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(74)	木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 ①木材産業原料転換緊急対策特別事業 ②木材産業体質強化促進事業 (平成21年度) (関連: 政策分野14)	329 (20)	241 (7)	100	国産材に原料転換する取組や木材製品の高付加価値化等を図るための設備導入に必要な資金の借入に対する利子助成。 国内資源に立脚した木材の需要動向に即応できる体制を構築するため、外材を原料としていた工場の国産材利用への転換や品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給し得る能力を持った工場への転換を推進し、国産材の一層の利用拡大を図ることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(75)	木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 木材供給高度化設備リース促進事業 (平成21年度) (関連: 政策分野14)	171 (65)	158 (38)	100	品質・性能の確かな木材製品を安定供給するために必要な設備をリース方式により導入する場合にそのリース料を助成。 我が国の木材利用の太宗を占める住宅分野ではプレカット加工の進展等を背景として、木材の乾燥や強度、寸法精度等に対するニーズが高まっており、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給し得る能力を備えた木材産業への体質改善を促進することにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(76)	地域材供給倍増事業 (平成23年度) (関連: 政策分野14)	— (—)	— (—)	856	木材自給率50%以上を目指し、原木の安定供給や木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大等の取組を支援。 森林・林業再生プランに掲げる「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するため、「公共建築物等木材利用促進法」の推進により住宅のみに依存しない需要構造を作るとともに、ニーズに合った地域材を最大限活用するための安定供給体制の構築や、木質バイオマスを含め、地域材の供給を促進するための実需を拡大させることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(77)	地域材利用促進緊急利子助成事業 (平成23年度) (関連: 政策分野14)	— (—)	— (—)	180	森林取得や林業施設の整備等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者の森林の取得、木材の加工・流通施設の導入等に対する融資の利子助成を行うことにより、森林施業の集約化と木材の加工・流通構造の改革を通じ、地域材の利用促進を図り、林産物の供給及び利用の確保されることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(78)	木材供給等緊急対策 (平成23年度1次補正) (関連: 政策分野14)	— (—)	— (—)	1次補正: 5,924	東日本大震災からの復旧に対して、木材利用等を促進する整備・支援。 東日本大震災により、現地では、避難生活が長期化する懸念が生じていることから、仮設住宅の建築や瓦礫の処理を迅速かつ円滑に進めていくとともに、仮設住宅等の整備に必要な木材を早急に供給するため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のために必要な資材確保等を図ることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(79)	水産業振興型技術開発事業 (平成16年度) (関連: 政策分野16)	93 (92)	71 (70)	46	水産資源の合理的利用や未利用水産物のバイオマス資源を有効活用するための技術開発を実施することにより、水産業の健全な発展、循環型社会の形成に加え、地球温暖化対策に寄与する。
(80)	漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 (平成18年度) (関連: 政策分野16)	855 (793)	473 (466)	312	二酸化炭素排出量の大幅削減に資する省エネルギー効果の高い電動漁船の開発、転覆事故防止のための安全性向上手法の開発等の支援を実施。 エネルギー源の転換によって、環境負荷の低減及び経営体質の改善が見込まれ、また、安全性向上等により漁業の厳しい労働条件の改善に寄与する。
(81)	産地の省エネルギー衛生管理技術開発事業 (平成21年度) (関連: 政策分野17)	36 (31)	29 (28)	29	水産物の産地機能を担う漁港において、経営コストの縮減と省エネルギーに資する衛生管理技術を開発する。コストの低減を通じて国民への安全・安心な水産物の安定的提供と省エネルギーの両立の推進に寄与する。
(82)	地球温暖化対策推進費 (平成20年) (関連: 政策分野15)	195 (194)	187 (184)	82	藻場・干潟等の炭素吸収機能の評価等を行うとともに、高水温耐性等を有する養殖品種の開発を行うことにより、地球温暖化の進行防止及び地球温暖化による水産業への影響の回避・低減に寄与する。
(83)	農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業 (平成23年度) (主)	— (—)	— (—)	43	温室効果ガス排出削減目標(2020年までに1990年比25%削減)の達成に向けて、排出量の算定方法を実態に即したものに改善するとともに、排出削減に向けた取組の普及を図るため、農林水産物における「CO2の見える化」を推進する。 また、農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産分野に対応した、民間が生物多様性保全活動を支援する仕組(日本版GDM)を構築する。これにより、生物多様性の保全に対する新たな資金メカニズムが期待され生物多様性の保全に寄与する。
(84)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連: 政策分野6、7、9、11、12、17)	— (—)	77,987 (77,851)	25,669	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。
(85)	がんばれ！地域林業サポート事業 (平成20年度) (関連: 政策分野13)	70 (70)	120 (120)	111	高性能林業機械の入手コストの軽減等(特に初期投資の軽減と経理の簡素化)を通じた林業事業者の育成とその生産性の向上を図るため、高性能林業機械のリースによる導入を支援。 本支援により、望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保が図られることで、地球温暖化対策の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(86)	先進林業機械改良・新作業システム 開発事業 (平成22年度) (関連: 政策分野13)	— (—)	30 (29)	69	導入・改良された先進林業機械を現地の作業条件に適合するよう更なる改良を行うとともに、普及・定着を図るため現地検討会等を実施。 利用間伐を推進し、森林施業のコスト低減を図るために、現場に導入・改良された先進林業機械を実際に稼働させ、地域の作業条件に適合するよう更なる改良を行い、生産性の高い作業システムを開発することで、望ましい林業構造の確立とそれを担う人材の育成・確保が図られることで、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(87)	森林害虫駆除事業委託 (昭和25年度) (関連: 政策分野12)	186 (184)	186 (182)	167	松くい虫の被害先端地域である東北地方の県境地域等において、「森林病虫害等防除法」に基づく大臣命令による防除の実施を県に委託。 松くい虫被害については、一旦被害が発生すると、早期かつ緊急に防除を実施しなければ急速に被害がまん延することから、被害先端地域である東北地方の県境地域において、「森林病虫害等防除法」に基づく農林水産大臣の命令による国の強い主導の下、各県の対策を調整しつつ迅速かつ的確に事業を実施する必要がある。 あわせて、トキ保護増殖事業計画(農林水産省、国土交通省、環境省)に基づき、トキの人工増殖事業が進められており、平成20年9月より試験放鳥が開始されたところであるが、新潟県や関係省庁等との連携の下、当事業により、当該エリアにおける松くい虫被害の終息化を図り、もって生物多様性の象徴であるトキの生息環境として必要な松林を重点的に保全することとする。 本事業より、森林病虫害等の被害の防止が図られることで、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(88)	CDM植林総合推進対策事業 (平成20年度) (関連: 政策分野12)	70 (56)	66 (66)	63	CDM植林を実施するために必要となる植林候補地の調査、植林プロジェクトの企画立案実施を担う人材の育成、有効化審査の際に参考となる対応指針の作成等を行う。本事業を通じて、開発途上国におけるCDM植林を推進することにより、開発途上国における持続可能な森林経営の推進が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(89)	森林・水環境保全のための実証活動 支援事業 (平成21年度) (関連: 政策分野12)	11 (11)	10 (10)	9	半乾燥地における水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法を開発し、得られた知見・技術の普及を図る。本事業を通じて、開発途上国における持続可能な森林経営の推進が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(90)	森林減少防止のための途上国取組 支援事業 (平成21年度) (関連: 政策分野12)	45 (45)	55 (55)	50	地球温暖化対策の取組として、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDDプラス)が検討されているが、排出削減量を定量的に把握するために必要な衛星画像解析等の技術開発や研修などを通じた途上国のREDDプラスの能力向上、森林減少・劣化対策の現場レベルの取組に対する支援を行う。本事業により、森林の状態を定量的に把握する体制の整備や森林減少・劣化を抑制する取組の推進が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(91)	途上国森づくり事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	85 (85)	92	NGO等が海外で植林をする際に必要となる植林候補地の情報提供、国内NGOのネットワーク構築、難民キャンプ周辺や鉱山等開発跡地周辺の荒廃森林の復旧・保全指針の作成等を行う。 本支援を通じて、植林技術指針の作成やNGO等の国際協力の裾野の拡大等が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(92)	REDD推進体制緊急整備事業 (平成22年度) (関連: 政策分野12)	— (—)	300 (300)	270	途上国の森林減少・劣化の抑制や森林の保全等の取組を推進する総合的な技術拠点を国内に設置し、技術や知見の集積を図り、REDDプラスをはじめとする途上国における森林保全の実践的な取組を行える技術者等の人材育成を行い、森林減少・劣化に対する国内体制の整備を図る。本事業を通じて、途上国でREDDプラスに取り組む技術者等の育成、REDDプラスに関する技術や知見の集積が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進により、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(93)	遺伝子組換え農作物リスク管理強化 事業委託費 (平成21年度) (主)	20 (13)	23 (18)	18	当該事業では、海外における遺伝子組換え農作物の開発・管理状況の把握や水際検査に必要なサンプリング法や検出法の開発を実施。 これにより、科学的な評価を実施していない遺伝子組換え農作物による我が国の生物多様性への影響を防止し、我が国の生物多様性保全に寄与する。
(94)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連: 政策分野1、2、8、11)	— (—)	2,797の内数 (1,399の内数)	11,557の内数	・有機農業推進に向けた産地の販売企画力、生産技術力強化、人材育成力の強化を推進することにより、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする有機農業の取組が拡大することから、生物多様性保全に寄与する。 ・県域を越える複数の市町村が連携して行う被害防止活動や侵入防止柵の整備等の広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。被害防止計画を策定し、広域的な鳥獣被害対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減が図られ、生物多様性保全に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(95)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連: 政策分野11、12、17)	2,587 (2,246)	2,639 (2,277)	11,283	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。
(96)	農地・水保全管理支払交付金 (平成23年度) (関連: 政策分野11)	— (—)	— (—)	21,159の内数	地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路などの長寿命化のための補修・更新への支援を実施。 農地・農業用水等の資源を地域共同で保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を行う集落を支援することにより、生物多様性の保全に寄与する。
(97)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業 (平成21年度) (関連: 政策分野15)	290 (290)	250 (248)	238	サンゴの生育にとって厳しい環境条件となっている沖ノ鳥島を中心に、有性生殖による種苗生産・移植・保全・モニタリング等、一連のサンゴ増殖技術を確立し、他地域への普及を図る。本政策手段を実施することにより、多様な水産動植物の生息場となるサンゴ礁の維持・増大に寄与する。
(98)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち漁場環境・生物多様性評価手法等開発事業 (平成20年度) (関連: 政策分野15)	153 (148)	146 (137)	123	沿岸生態系における生物多様性の指標化手法及び化学物質等が漁場環境・生物多様性に与える影響の把握及び評価手法の開発により、漁場環境の改善に資することができ、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。
(99)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業 (平成20年度) (関連: 政策分野15)	76 (76)	155 (151)	147	赤潮・貧酸素水塊の発生・増殖機構等の解明、赤潮・貧酸素水塊が多発する時期・場所における海洋環境調査・監視の実施及び調査現場で役立つ同定・防除手法の研究開発を実施することにより、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害を低減・防止することが可能となることが、海洋域における生物多様性の保全に寄与する。
(100)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち湖沼の漁場改善技術普及推進事業 (平成21年度) (関連: 政策分野15)	64 (61)	65 (61)	59	水産庁が技術的指針として取りまとめた「湖沼の漁場改善技術ガイドライン」に即した取組を全国の湖沼漁場に普及し、良好な湖沼漁場の再生を図る。 湖沼漁場が再生し、水産動植物の生息成育環境が改善することで、内水面の生物多様性の保全に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(101)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち沿岸域環境診断手法開発事業 (平成21年度) (関連: 政策分野15)	27 (27)	27 (26)	24	沿岸域タイプ別の環境診断手法を開発することにより、沿岸域の健全な環境の維持・改善に資することができ、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。
(102)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち海洋生物多様性国際動向調査事業 (平成20年度) (関連: 政策分野15)	11 (11)	11 (11)	10	生物多様性条約、ワシントン条約等について、国際議論の動向・提案の背景と妥当性の詳細な調査・分析、漁業活動への影響の評価、国際的な対応体制の構築及び普及啓発等を実施することにより、水産資源の適切な管理と持続可能な利用に寄与する。
(103)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち希少水生生物保全事業 (平成20年度) (関連: 政策分野15)	11 (11)	11 (11)	10	希少な水生生物について、保全手法の開発を行う。これを行なうことにより、希少水生生物の保全に貢献でき、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。
(104)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業費 (平成22年度) (関連: 政策分野15)	— (—)	66 (63)	74	水産生物の生活史に対応した広域的に連携する漁場環境形成手法の検討を行うとともに、各生活史段階に応じた漁場機能を強化する技術の開発・実証を行う。本政策手段を実施することにより、漁場の連続性を確保したより効果的な漁場環境の形成に寄与する。
(105)	漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち木材利用を促進する増殖技術開発事業費 (平成22年度) (関連: 政策分野15)	— (—)	410 (323)	261	製作が簡易で多くの木材を利用する増殖礁を開発・普及するとともに、地域において継続的に木材を活用する体制を構築することで、水産分野における木材利用を促進する。豊かな漁場は健全な森林により育まれており、森林の保全・利用が重要であるとの観点から、本施策を推進するものである。
(106)	環境・生態系保全対策 (平成21年度) (関連: 政策分野17)	1,217 (895)	734 (714)	588	国民への水産物の安定供給と公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援を実施。 藻場は水産動物にとって産卵や稚魚の成育の場であり、生物多様性にとっても重要な役割を果たしており、その維持・回復は生物多様性保全に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(107)	水産基盤整備事業(補助) (平成13年度) (関連: 政策分野17)	67,352 (65,067)	42,412 (41,080)	44,846	漁場造成や水域環境の保全、高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。藻場は水産動物にとって産卵や稚魚の成育の場であり、生物多様性にとっても重要な役割を果たしており、藻場の造成・保全は生物多様性保全に寄与する。
(108)	内水面漁業振興対策費 (平成15年度) (関連: 政策分野15)	367 (351)	368 (347)	304	淡水魚介類の安定供給を図るため、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する理解と協力を促進するための実践的な取組み、内水面漁業・養殖業の被害防止に向けた緊急的・広域的なカワウ・外来魚の駆除や在来種の増殖に係る技術開発により、地域の固有種や生態系の多様性の保全に貢献し、また、生態系保全に係る普及啓発活動の実践により、内水面における生物多様性の重要性等に対する理解の醸成に寄与する。
(109)	再編整備等推進支援事業 (平成21年度) (関連: 政策分野15, 16)	1648 (1648)	850 (850)	156	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船等に対する支援を実施。 本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における生物多様性の保全を含む水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与する。
(110)	漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (関連: 政策分野15)	2,503 (2,503)	2,493 (2,493)	2,540	我が国周辺水域の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について、調査・解析等を実施し、適切な資源管理に必要な科学的知見を提供する。 (国際資源評価等推進事業) 各種国際漁業資源について資源状況及び動向要因を把握し、資源評価を行うことで、国際機関等における交渉で、科学的知見をもって議論を主導できるようになり、適切な資源管理体制の確立及びそれに伴う生物多様性の保全に寄与する。 (我が国周辺水域資源評価等推進事業については、当該政策手段に該当しない)
(111)	有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成19年度) (関連: 政策分野15)	1,094 (970)	1,912 (1,912)	722	大型クラゲ等の有害生物について、日本近海の出現状況調査、情報提供、改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、トドの効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等を総合的に支援する。これにより、漁業被害が防止され、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。
(112)	国際漁業振興協力事業 (平成12年度) (関連: 政策分野4)	901 (899)	807 (800)	767	入漁等により我が国漁業と関係のある開発途上国を対象とした水産行政・漁業技術等の研修及び水産業開発・振興を図るための専門家派遣・資材の供与、高度回遊魚類等の国際的な資源管理の推進のための能力開発などの海外漁業協力事業を通じて我が国漁業の海外漁場の確保と水産資源の持続的利用の推進を図る。 また、海亀の混獲など国際漁業資源をめぐる環境問題に関する技術協力などを行うことにより生物多様性保全に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(113)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税: 租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	< 4,000 > (4,500)	< 19,500 > (19,900)	11月以降把握予定 (経済産業省主管のため)	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。特例措置により、バイオエタノールの製造利用の促進が図られ、地球温暖化対策に寄与する。
(114)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税: 地方税法附則第15条第42項] (平成20年度)	< 56 > (< 45 >)	< 35 > (< 31 >)	< 45 >	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。特例措置により、バイオ燃料の製造利用の促進が見込まれ、地球温暖化対策に寄与する。
(115)	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備)[所得税・法人税] (平成23年度)	< - > (< - >)	< - > (< - >)	< 1,569 >	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限り。)が適用される。税額控除により、バイオエタノールの製造利用の促進が図られ、地球温暖化対策に寄与する。
(116)	山林所得に係る森林計画特別控除 [所得税: 措法第30条の2] (昭和43年度)	国税<30> (< - >) 地方税<59> (< - >)	国税<42> (< - >) 地方税<82> (< - >)	国税<44> 地方税<90>	森林施業計画に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%又は収入金額の50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林計画に基づく伐採が促され、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(117)	計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税: 措法第70条の8の2] (昭和42年度)	< - > (< - >)	< - > (< - >)	< - >	森林施業計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特例措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(118)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税: 措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	収用換地等の場合の 5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、適切な森林施業が行われ、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(119)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税: 措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	< - > (< - >)	< - > (< - >)	< - >	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、適切な森林施業が行われ、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(120)	保安林の非課税 [固定資産税: 地法348条の2第7号] (昭和25年度)	< 2,979 > (< - >)	< 3,005 > (< - >)	< - >	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税については非課税とされた。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(121)	保安林の非課税 [不動産取得税: 地法73条の4] (昭和29年度)	< 42 > (< - >)	< 42 > (< - >)	< - >	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税については非課税とされた。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(122)	特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税: 措法第70条の9] (昭和62年度)	< 0.2 > (< - >)	< 0.2 > (< - >)	< - >	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税が軽減された。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(123)	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税: 措法第34条、第65条の3、第68条の74] (昭和50年度)	< 67 > (< - >)	< 15 > (< - >)	< - >	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除がなされた。 本措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(124)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税: 措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	国税:<-> (<22>) 地方税:<-> (<->)	国税:<-> (<26>) 地方税:<-> (<->)	国税:<23> 地方税:<->	森林組合等のあっせんによる林地保有の合理化のための土地の譲渡に対し、特別控除を適用。 本特例措置により、林地の集約化が図られ、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(125)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税:<-> (<102>) 地方税:<-> (<27>)	国税:<-> (<101>) 地方税:<-> (<29>)	国税:<80> 地方税:<26>	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者等に限定)。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(126)	山林所得の概算経費控除 [所得税: 措法第30条] (昭和28年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられた。 本措置により、税申告時における林業者の負担が軽減され、林業経営の円滑化することにより林業の持続的かつ健全な発展に資することから、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(127)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税: 措法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	国税:<-> (<27>) 地方税:<-> (<10>)	国税:<-> (<25>) 地方税:<-> (<9>)	国税:<24> 地方税:<9>	貸倒引当金の繰越限度額を法定繰入額の16%増しとすることができる特例措置。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(128)	特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税: 措法第69条の5] (平成14年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	相続又は遺贈により取得した森林施業計画対象山林について、相続人が引き続き森林施業計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林施業計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、持続的な林業経営の円滑な承継が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(129)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税: 措法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金を損金に算入できる特例措置。 本特例措置により、森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、林業の持続的かつ健全な発展が図られ地球温暖化対策の促進に寄与する。
(130)	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 [所得税: 措法第41条、第41条の2] (昭和53年度)	< - > (< - >)	< - > (< - >)	< - >	個人が、一定の住宅取得又は増改築等を行い、自己の居住の用に供した場合、当初10年間、入居年及び年末の住宅ローン残高から計算した一定の額を所得税から控除。 本特例措置により、住宅取得又は増改築等が促進され、木材需要が高まりが期待されることにより、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(131)	集積区域における集積産業用資産の特別償却(農林水産関連業種) [所得税・法人税: 措法第11条の5、第44条の2、第68条の20] (平成20年度)	< - > (< 632 >)	< 1,494 > (< 1,048 >)	< 2,019 >	機械装置は取得価格の15%(建物等は8%)の特別償却。 本特例措置により、木材・木製品製造業者等が、「企業立地計画」に基づく新規企業立地を行った際の設備導入において負担軽減となり、製造コストの縮減により、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(132)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税: 措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、収用等により山林等の資産を譲渡し代替資産を取得した場合等は課税しない。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、林産物の供給の確保が図られ、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(133)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [所得税: 措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、地球温暖化対策の促進に寄与する。
(134)	交換処分等に伴い資産試算を取得した場合の特例[所得税・法人税: 措法第33条の2] (昭和26年度)	< - > (< 0 >)	< - > (< 0 >)	< - >	交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、林産物の供給の確保が図られ、地球温暖化対策の促進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(135)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税: 措法第33条の4、第65条の2、第68条の10] (昭和26年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	収用に係る山林等の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用が円滑に進むことにより、林産物の供給の確保が図られ、地球温暖化対策の促進に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。